

COMIC STUDIO 製品使用許諾契約書

COMIC STUDIO 製品使用許諾契約書（以下「本契約」といいます）は、株式会社セルシス（以下「セルシス」といいます）が第1条に定める本製品の使用を希望されるお客様（以下「ユーザー」といいます）に対し提示し、同意いただくことにより締結される契約書です。なお、本契約には、セルシスまたはセルシスが許諾を受けた本製品に含まれる技術等の権利者が別途定めた特約、使用条件等も含まれます。セルシスは、本契約に同意されるユーザーにのみ本製品の使用を許諾します。本契約に同意できない場合、ユーザーは本製品を使用できません。

ユーザーが本製品をインストールまたはこれに準じる行為を行った場合、セルシスは当該ユーザーが本契約に同意したものとみなし、本契約が成立するものとします。

本製品のインストール時に表示される製品使用許諾契約書（以下「インストール時契約書」といいます）の内容が、本契約の内容と異なる場合、インストール時契約書は、ユーザーがこれに同意するもその効力を有さず、本契約が適用されるものとします。

製品使用許諾契約書

■ [ライセンス数] : 1

第1条 定義

1. 本ソフトウェア

本製品に含まれるコンピュータープログラム（セルシスが追加的に提供したアップデートプログラムを含みます）をいいます。

2. 本製品

本ソフトウェア、本ソフトウェアに付属する素材、3D データおよび画像等の電子データ（以下総称して、「本素材」といい、セルシスが追加的に提供したものを含みます）ならびに本ソフトウェアのマニュアル等本ソフトウェアに関連する資料すべて（以下総称して、「マニュアル等」といいます）をいいます。

3. インストール

本ソフトウェアをコンピューターの記録媒体に記録し、実行することおよび/または本ソフトウェアを除く本製品をコンピューターに保存することをいいます。

4. CLIP

セルシスが運営し提供する、マンガ、イラスト、映像等の創作活動をサポートすることを目的とした、創作活動応援サイト CLIP (<http://www.clip-studio.com/>) をいいます。

5. シリアル登録

本製品を使用するユーザーが、CLIP において本製品のシリアルナンバーを登録することを

います。登録は義務ではありませんが、登録した場合、セルシスが別途指定するサービスを受けられることがあります。なお、シリアル登録をするためには、CLIP 会員登録が必要です。

第2条 許諾

1. 本製品の著作権その他一切の知的財産権は、セルシスまたはセルシスに対し適正に許諾を与えた第三者に帰属します。セルシスは、以下の各条件をすべて満たす場合に限り、ユーザーに対し、本製品を使用することを許諾します。

(1) セルシスが認めた正規の方法で取得または購入した場合。

(2) セルシスが正規の製品と認めた場合。

2. 本契約で許諾した権利以外の本製品に関する権利について付与するものではありません。

第3条 ライセンス登録

1. 本製品には、セルシスおよびその他の権利者の知的財産権を保護する目的でインターネットを通じてライセンスを認証し、登録する（以下「ライセンス登録」といいます）技術が使用されています。ユーザーは本製品のインストールおよび使用にあたり、ライセンス登録を実行することに同意するものとします。

2. セルシスは、ライセンス登録の処理にあたり、ライセンス登録に必要な情報（シリアルナンバーおよびコンピューターのハードウェア情報）を取得します。この際、セルシスは、ユーザーを特定できる個人情報を収集しません。

3. ユーザーは、初回起動後一定の期間内にライセンス登録を実行しない場合、本契約で許諾された権利を行使できなくなることがあります。また、ユーザーがハードウェアおよびソフトウェアを含むコンピューターの構成を変更した場合には、再度本製品のライセンス登録を実行する必要があります。

4. ライセンス登録を実行するためには、インターネットに接続できる環境が必要です（通信等にかかる費用は、ユーザー負担となります）。

5. ユーザーは、ライセンス登録をした本製品を、インストールしたコンピューターから削除し、別のコンピューターにインストールする際、インターネットを通じて登録したライセンスの情報を変更する必要があります。

6. ユーザーは、自ら占有、管理するコンピューターの1台のみライセンス登録を実行することができます。ただし、第4条第2項ただし書きの条件を満たす場合に限り、ユーザーは、自ら占有、管理するコンピューターのうち2台までライセンス登録を実行することができます。

第4条 使用条件

1. 本製品について、ユーザー自身（法人その他の団体の場合、特定の従業員1名）だけが、自ら占有、管理するコンピューター（以下「メインコンピューター」といいます）1台のみで使用できます。ただし、以下の各条件をすべて満たす場合に限り、ユーザーは自己の作業を補助する者（以下「作業補助者」といいます）を指定して本製品を使用させることができます。

(1) 本製品をメインコンピューターの1台にのみインストールしていること。

(2) 第5条各号に規定された禁止事項に反しないように本製品を使用させること。

2. 本製品について、ユーザーは、メインコンピューターのみインストールできます。ただし、以下の各条件をすべて満たす場合に限り、ユーザーは自ら占有、管理する他のコンピューター（以下「サブコンピューター」といいます）の1台に限り、本製品をインストールできます。すなわち、当該条件のもと、ユーザーは本製品をメインコンピューター、サブコンピューター合わせて2台までインストールすることができます。

(1) 本製品の使用者をユーザー自身（法人その他の団体の場合、特定の従業員1名）とユーザーが指定する作業補助者1名に限定していること。

(2) 本製品を同時に使用しないこと。

3. ユーザーは、本ソフトウェアが独立した複数のソフトウェアで構成される場合においても、これらを分離して第三者に使用させることはできません。

4. セルシスは、ユーザーが正式なライセンスを持っていることを確認するため、ライセンス登録に基づき、インターネットを通じて、定期的にライセンス認証を行います。

5. ユーザーは、本製品を日本国内においてのみ使用できます。

6. セルシスは、本製品について、CLIP、マニュアル等またはセルシスが運営する本製品に関するウェブサイト（<http://www.clip-studio.com/>）に別途使用条件を定める場合があります。この場合、ユーザーは、当該使用条件を遵守するものとします。

第5条 禁止事項

ユーザーが以下の行為を行うことを禁止します。

(1) 本製品の全部または一部をセルシスの許諾を得ずに複製する行為。

(2) 本製品の全部または一部を再使用許諾、公衆送信（たとえば、ホームページ等を通じて公表すること、および送信可能化の状態も含まれます。以下も同様です）、貸与、レンタル、疑似レンタル等する行為。

(3) 本製品の一部を譲渡する行為。

(4) 本ソフトウェアに含まれるコンピュータープログラムの改変およびリバースエンジニアリング等の本ソフトウェアを解析する行為。

(5) 第三者に対し、ネットワーク（インターネットを含みますが、これに限られません）を経由して、本ソフトウェアを使用させるまたは本ソフトウェアの機能を利用した処理、サービスを提供する行為。

- (6) セルシスがユーザーや本製品を識別するためにユーザーに提供したシリアルナンバー等の情報を、第三者に開示、提供する行為。ただし、本契約が認める範囲に限り、ユーザーが指定する作業補助者にシリアルナンバーを開示、提供できます。
- (7) 複数の者の間で、本製品を同時に使用する行為。
- (8) 共有可能なシステムにおいて本製品を使用する行為。
- (9) 本製品を第三者に有償で使用させる行為または本製品を商用サービスに組み込む行為。
- (10) 権利保護等を目的として本製品にあらかじめ設定された技術的な制限を解除、無効化する行為、当該行為の方法を公開する行為または設定された技術的な制限を解除、無効化することにより本製品を複製、改変（加工、変形等を含みますが、これらに限りません。以下「改変等」といいます）、再使用許諾、公衆送信、譲渡、貸与、使用等する行為。
- (11) 本製品を公序良俗または法令に違反する目的で使用する行為。
- (12) その他、セルシスまたは第三者の知的財産権その他の権利を侵害する、または侵害する可能性のある行為。

第6条 譲渡

1. ユーザーは、第5条に違反しない限りにおいて、本製品（本ソフトウェアを使用する権利を含みます）を第三者に譲渡することができます。ただし、本ソフトウェアのアップグレードを行ったユーザーが、アップグレード前の本製品を第三者に譲渡することはできません。
2. 本製品の譲渡人であるユーザーは、当該譲渡前に、本製品をインストールしたすべてのコンピューターからこれを完全に削除しなければなりません。
3. 本製品の譲受人は、本製品の所有権および本契約に関する権利義務のすべてを承継するものとします。セルシスは、本製品の譲受人に対し、本契約に同意のうえで譲受人が本製品を使用することを許諾します。
4. 譲受人であるユーザーもまた、譲渡人であるユーザー同様にシリアル登録をすることができます。ただし、シリアル登録をすることによりセルシスから受けることのできるサービスについて、譲受人であるユーザーは受けられない場合があることをあらかじめ承諾するものとします。
5. 本製品の譲渡は、本契約に従って、すべて当事者間の責任で行うものとします。セルシスは一切関与せず、また一切責任を負いません。

第7条 保証

1. セルシスは、本製品がユーザーの特定の使用目的に適合するものであることを保証しません。本製品の導入について、ユーザーは、自らの責任で判断するものとします。
2. ユーザーは、本製品に瑕疵があった場合（動作保証対象外の特定のハードウェアまたはソフトウェアに起因する本ソフトウェアの動作不具合を除きます）、セルシスの判断に基づ

き、瑕疵の程度に応じて交換もしくは修補プログラム等の提供、解決方法の案内、または代金の返還等を受けることができます。

3. 本契約に基づきセルシスが負う責任の範囲は、ユーザーが本製品を購入するために実際に支払った金額（CLIP の月額利用サービスに基づき本製品を使用する場合、ユーザーが本製品を使用するために過去1年間に実際に支払った金額とします）を超えないものとします。ただし、セルシスの故意または重大な過失による場合は、この限りではありません。

4. セルシスは、本ソフトウェアの機能に付随して利用できる各種情報、ソフトウェアおよびサービスをインターネット経由でユーザーに無償（ただし、通信等にかかる費用はユーザー負担とします）にて提供することがあります。セルシスは、このような情報、ソフトウェアおよびサービスについて、完全性、正確性、有用性およびインターネットの安全性、通信の安定性を含む一切の保証を行いません。また、セルシスはユーザーの承諾なくこれらの提供を中断または終了できます。

第8条 本契約の解約、解除

1. ユーザーが CLIP の月額利用サービスを通じて本製品を使用している場合において、以下のいずれかに該当するとき、本契約は終了します。

- (1) ユーザーが CLIP 会員を退会したとき。
- (2) ユーザーが本製品に関する月額利用サービスを解約したとき。

2. セルシスは、ユーザーが以下のいずれかに該当するとき、本契約を解除することができます。

- (1) 本契約に違反したとき。
- (2) ユーザーが CLIP 会員である場合に、CLIP 利用規約、月額利用サービス規約およびその他諸規定に違反したとき。
- (3) 本製品の購入代金または月額利用サービスの月額利用料金の支払いを怠ったとき。

第9条 本契約の終了

本契約が終了した場合、ユーザーは速やかに自己の負担で本製品の使用を中止し、本製品をインストールしたすべてのコンピューターからこれを完全に削除しなければなりません。

第10条 損害賠償

ユーザーが本契約に違反し、またはユーザーの故意または過失によりセルシスに損害が生じた場合、セルシスは、当該損害の賠償請求、その他法的措置をとることがあります。

第11条 その他

1. 本契約の解釈は日本法に準拠するものとします。また本契約に関する紛争は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2. ユーザーは、本製品の使用にあたり、著作権法、輸出規制関連法を含む各種関連法令を遵守するものとします。

3. 第5条、第6条、第7条、第9条、第10条、第11条の規定は、本契約終了後も効力を有するものとします。

A_20130704_01

■プリインストール版、バンドル版に関する特約

ユーザーは、コンピューターその他の機器にプリインストールまたはバンドルされた本製品を使用する場合、当該機器においてのみ使用できます。プリインストール版およびバンドル版について、第3条第6項ただし書き、第4条第2項ただし書きおよび第6条は適用されません。

■CLIP 月額利用サービスの利用に関する特約

1. CLIP の月額利用サービスを通じて本製品を利用している場合、月額利用サービス規約に定める「シリアル進呈特約」の特典が付与されるまで、第6条は適用されません。

2. CLIP の月額利用サービスを通じて本製品を利用している場合、月額利用サービス規約に定める「シリアル進呈特約」の特典が付与されるまで、本製品を転売できません。

3. CLIP の月額利用サービス規約に基づき本製品を使用する場合において、月額利用サービス規約と本契約が抵触するときは、月額利用サービス規約が優先的に適用されます。

■期間限定ライセンス版に関する特約

ユーザーは、セルシスが別途定める手続きに従い、CLIP において期間限定ライセンス版のシリアルナンバー発行を申し込んだ日から起算して、当該期間限定ライセンス版に定められたライセンス期間が満了するまでの間、本製品を使用できます。期間限定ライセンス版のシリアルナンバー発行を申し込むには、ユーザーは CLIP 会員登録が必要です。期間限定ライセンス版について、第3条第6項ただし書き、第4条第2項ただし書きおよび第6条は適用されません。

■バージョンアップ版・優待版・アップグレード版に関する特約

1. 別途セルシスが指定する対象製品（以下「対象製品」といいます）のユーザーが、バージョンアップ版、優待版またはアップグレード版の使用を希望する場合、当該ユーザーは、セルシスとの間で本契約を締結しなければなりません。

2. ユーザーがバージョンアップ版またはアップグレード版を使用する場合、対象製品がインストールされているコンピューターにのみ、これをインストールできます。

3. セルシスが特に規定した場合を除き、ユーザーは、対象製品 1 ライセンスにつき本製品 1 ライセンスの許諾を受けられます。

■体験版に関する特約

1. ユーザーは、本製品を機能の一部が制限された体験版として使用できます
2. 前項にかかわらず、ユーザーは、インターネットを通じて本製品の体験版のライセンスを認証し、登録（以下「試用登録」といいます）を行うことで、セルシスが別途定める一定期間に限り、本製品を機能の制限無く使用できます。
3. 前二項の本製品の体験版について、第 3 条、第 4 条第 1 項ただし書きおよび第 2 項ただし書き、第 6 条ならびに第 7 条第 2 項は適用されません。
4. ユーザーが、試用登録を行った本製品の体験版に、セルシスが有償で提供している本製品のシリアルナンバーを入力した場合、以降当該体験版のライセンスは使用できません。

■先行プレビュー版（RC 版）に関する特約

1. 別途セルシスが指定する対象製品（以下「対象製品」といいます）のユーザーが、先行プレビュー版（RC 版）の使用を希望する場合、当該ユーザーは、セルシスとの間で本契約を締結しなければなりません。
2. ユーザーは、対象製品がインストールされているコンピューターに本製品をインストールして使用しなければなりません。
3. ユーザーは、セルシスが別途定める一定期間に限り、本製品を使用できます。
4. 本製品について、第 6 条ならびに第 7 条第 2 項は適用されません。
5. セルシスが特に規定した場合を除き、ユーザーは、対象製品 1 ライセンスにつき、本製品 1 ライセンスの許諾を受けられます。
6. セルシスは本製品の瑕疵に関して、ユーザーに対し一切の責任を負いません。ユーザーが本製品の使用または使用不能により受けた直接的または間接的な財産的損害（営業上の損害を含みます）および精神的損害について、原因の如何を問わずセルシスは責任を負いません。

■本素材について

1. 本素材が収録または同梱されている場合、ユーザーは、本素材を複製し、そのまま、または改変等したうえでユーザー自身の作品の制作に使用し、当該作品を公衆送信、頒布、譲渡、貸与等できます。
2. 本素材について、ユーザーが以下の行為を行うことを禁止します。
 - (1) 改変等の有無を問わず、本素材を本製品から分離、独立させた状態で公衆送信、頒布、譲渡、貸与等する行為（本素材を使用した作品の公衆送信、頒布、譲渡、貸与等を除きます）。

- (2) 改変等の有無を問わず、本素材の使用について再許諾等する行為。
- (3) 本素材を使用して制作した作品を、明らかに当該作品から本素材を抽出できる状態で公衆送信、頒布、譲渡、貸与等する行為。
- (4) 本素材を主たる構成要素として商品またはサービス自体のデザインとして使用する行為または商標・ロゴマーク・シンボルマーク・イメージキャラクターとして使用、登録する行為。
- (5) 権利保護等を目的として本素材に設定される技術的な制限を解除、無効化する行為、当該行為の方法を公開する行為または設定された技術的な制限を解除、無効化した本素材を使用（複製、改変等、再使用許諾、公衆送信、頒布、譲渡、貸与等を含みますが、これらに限りません）する行為。
- (6) 本素材を公序良俗または法令に違反する表現、作品等に使用する行為。
- (7) その他、セルシスが本素材に関して有する一切の知的財産権その他の権利を侵害する、または侵害する可能性のある行為。

■ サンプルデータについて

本製品を使用して制作した作品例（以下「サンプル」といいます）が収録または同梱されている場合、サンプルの著作権は、セルシスまたはセルシスに対し適正に許諾を与えた第三者に帰属します。ユーザーは、サンプルについて、法令上認められる範囲を超えて、権利者の事前の許諾なく使用（複製、改変等、再使用許諾、公衆送信、頒布、譲渡、貸与等を含みますが、これらに限りません）できません。

B_20130704_01

■ 「本製品」に含まれる、CMYK 画像変換処理には Adobe (R) より提供されている ICC Profile を使用しています。

「本製品」に含まれる ICC Profile は、同等のものを Adobe (R) のサイトから入手することができます。

「本製品」に含まれる ICC Profile に関する責任は CELSYS, Inc. にあるものとし、Adobe (R) はいかなる保証も行いません。

「本製品」に関する保証は、同梱の使用許諾書に従うものとします。

■ 「本製品」に含まれる、CMYK 画像変換処理には “ICC Profile Library” を使用しています。

This product includes software developed by the The International Color Consortium (www.color.org)

■「本製品」に含まれる、TIFF 画像の圧縮伸長処理は“libtiff”ライブラリを使用しています。

Copyright (c) 1988-1997 Sam Leffler

Copyright (c) 1991-1997 Silicon Graphics, Inc.

■「本製品」に含まれる、JPEG 画像の圧縮伸長処理は、Independent JPEG Group の“libjpeg”ライブラリを使用しています。

The JPEG functions are based in part on the work of 'The Independent JPEG Group'.

■「本製品」に含まれる、PNG 画像の圧縮伸長処理は、“libpng”ライブラリを使用しています。

libpng version 1.4.1 - February 25, 2010

Copyright (c) 1998-2010 Glenn Randers-Pehrson

Copyright (c) 1996-1997 Andreas Dilger

Copyright (c) 1995-1996 Guy Eric Schalnat, Group 42, Inc.

■「本製品」に含まれる、Shade ファイルの展開処理は、e frontier 社より提供されている“Shade Library”を使用しています。

Shade Library は、株式会社イーフロンティアが開発を行い、著作権ならびに全ての知的財産権を保有します。セルシスは、株式会社イーフロンティアより Shade Library の提供を受け、セルシス製品である ComicStudio に ShadeLibrary を組み込み、ComicStudio の使用許諾契約と同じ条件でユーザーへの使用許諾を行います。ユーザーが、Shade Library を使用される際は、ComicStudio の使用許諾契約に同意していただく必要があります。

株式会社イーフロンティア

Shade Library by e frontier, Inc. copyright 1986-2010

■本製品は Apache Software Foundation によって開発されたソフトウェアを使用しています。

This product includes software developed by the Apache Software Foundation (<http://www.apache.org/>).

C_20130221_01

改訂日 2013年7月4日

株式会社セルシス